茨城県報　第１１１２号

平成11年11月22日

月　曜　日

目　　次

告　　示

ページ
◉道路の供用の開始（道路維持課）……1
◉自転車専用道路等の指定（道路維持課）……3
◉都市計画の変更及び図書の縦覧（２件）（都市計画課）……4
◉市街地再開発事業の施行の認可（建築指導課）……6
◉土地改良区役員の就退任（土地改良事務所）……7
◉土地改良事業の適当決定（土地改良事務所）……9

（公安委員会）

◉緊急自動車の指定……9

（選挙管理委員会）

◉施設の長が不在者投票管理者となることができる施設の指定……10

公　　告

◉争議行為の予告通知の公表（労政課）……10
◉都市計画の図書の縦覧（４件）（都市計画課）……11
◉開発行為の工事完了（３件）（建築指導課）……12

正　　誤

◉平成１１年１１月４日付け茨城県報第１１０７号中……13

告　　示

茨城県告示第１２１９号

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第２項の規定に基づき，道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は，平成１１年１１月２２日から３０日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成１１年１１月２２日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　路線名

県道　岩瀬土浦自転車道線

２　供用開始の区間及び期日

区　　間	期　　日
つくば市大字北条字大沢６０５０番地先から つくば市大字小田字八幡前５２５６番地先まで	平成１１年１１月２２日

つくば市大字小田字八幡前５２５８番地先から つくば市大字小田字八幡前５２６５番地先まで	平成１１年１１月２２日
つくば市大字小田字八幡前５２９６番地先から つくば市大字小田字八幡前５２９６番地先まで	
つくば市大字小田字並木２８７３番１地先から つくば市大字小田字並木２８４１番地先まで	
つくば市大字小田字並木２８２３番２地先から つくば市大字小田字並木２８１３番２地先まで	
つくば市大字小田字信縄５８２５番地先から つくば市大字小田字信縄５８３９番地先まで	
つくば市大字小田字信縄５８３９番地先から つくば市大字小田字信縄５８６５番地先まで	
つくば市大字大形字信縄４０番１地先から つくば市大字大形字柳山１０８番１地先まで	
つくば市大字大形字舞台２６７８番地先から つくば市大字大形字前田２６５９番地先まで	
つくば市大字大形字前田２６５９番地先から つくば市大字大形字前田２６３９番地先まで	
新治郡新治村大字高岡字根下３９７９番３地先から 新治郡新治村大字高岡字根下３９６５番１地先まで	
新治郡新治村大字高岡字根下３９６１番１地先から 新治郡新治村大字高岡字根下３９４６番地先まで	
新治郡新治村大字高岡字根下３９４６番地先から 新治郡新治村大字藤沢字宮下１９３１番１地先＋１９３２番２地先まで	
新治郡新治村大字藤沢字仲町１９８７番１地先から 新治郡新治村大字藤沢字折戸１８４５番１地先まで	
新治郡新治村大字藤沢字田土部廊１８４７番２地先から 新治郡新治村大字藤沢字播摩下２５５７番１地先まで	
土浦市大字常名字土井３５７番１地先から 土浦市大字真鍋字愛宕１３３番１地先まで	
土浦市大字真鍋字愛宕１３４番地先から 土浦市大字真鍋字愛宕１５１番地先まで	

土浦市大字真鍋字愛宕３２８２番地先から 土浦市大字真鍋字愛宕３２８２番地先まで	平成１１年１１月２２日

茨城県告示第１２２０号

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第４８条の７第２項の規定に基づき，専ら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する道路の部分を次のとおり指定する。

その関係図面は，平成１１年１１月２２日から３０日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成１１年１１月２２日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　路線名

県道　岩瀬土浦自転車道線

２　指定する道路の部分

区　　間	敷地の幅員	延　長
	メートル	メートル
つくば市大字北条字大沢６０５０番地先から つくば市大字小田字八幡前５２５６番地先まで	最大 9.3 最小 9.1	363
つくば市大字小田字八幡前５２５８番地先から つくば市大字小田字八幡前５２６５番地先まで	最大 9.4 最小 9.0	108
つくば市大字小田字八幡前５２９６番地先から つくば市大字小田字八幡前５２９６番地先まで	最大 9.5 最小 9.3	110
つくば市大字小田字並木２８７３番１地先から つくば市大字小田字並木２８４１番地先まで	最大 9.2 最小 8.0	82
つくば市大字小田字並木２８２３番２地先から つくば市大字小田字並木２８１３番２地先まで	最大 8.8 最小 7.4	120
つくば市大字小田字信縄５８２５番地先から つくば市大字小田字信縄５８３９番地先まで	最大 11.4 最小 8.2	304
つくば市大字小田字信縄５８３９番地先から つくば市大字小田字信縄５８６５番地先まで	最大 9.5 最小 9.3	329
つくば市大字大形字信縄４０番１地先から つくば市大字大形字柳山１０８番１地先まで	最大 9.5 最小 9.1	220
つくば市大字大形字舞台２６７８番地先から つくば市大字大形字前田２６５９番地先まで	最大 10.6 最小 9.0	399
つくば市大字大形字前田２６５９番地先から つくば市大字大形字前田２６３９番地先まで	最大 10.8 最小 10.3	320

新治郡新治村大字高岡字根下３９７９番３地先から 新治郡新治村大字高岡字根下３９６５番１地先まで	最大　9.0 最小　8.9	195
新治郡新治村大字高岡字根下３９６１番１地先から 新治郡新治村大字高岡字根下３９４６番地先まで	最大　9.3 最小　9.1	217
新治郡新治村大字高岡字根下３９４６番地先から 新治郡新治村大字藤沢字宮下１９３１番１地先＋１９３２番２地先まで	最大　10.9 最小　8.9	209
新治郡新治村大字藤沢字仲町１９８７番１地先から 新治郡新治村大字藤沢字折戸１８４５番１地先まで	最大　9.5 最小　9.2	139
新治郡新治村大字藤沢字田土部廊１８４７番２地先から 新治郡新治村大字藤沢字播摩下２５５７番１地先まで	最大　33.6 最小　10.0	282
土浦市大字常名字土井３５７番１地先から 土浦市大字真鍋字愛宕１３３番１地先まで	最大　9.4 最小　8.9	370
土浦市大字真鍋字愛宕１３４番地先から 土浦市大字真鍋字愛宕１５１番地先まで	最大　9.5 最小　7.5	164
土浦市大字真鍋字愛宕３２８２番地先から 土浦市大字真鍋字愛宕３２８２番地先まで	最大　9.3 最小　9.2	29

茨城県告示第１２２１号

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２１条第２項において準用する同法第１８条第１項の規定により，取手都市計画用途地域を変更したので，同法第２１条第２項の規定において準用する同法第２０条第１項の規定により告示し，同条第２項の規定により，当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

平成１１年１１月２２日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　都市計画の種類

用途地域

２　都市計画を定める土地の区域

⑴　守谷町

ア　第一種低層住居専用地域

㈠　削除する部分

守谷町大字守谷字土塔前，字黒内，字土塔の各一部

字二ツ塚，字新町裏の各一部

イ　第一種中高層住居専用地域

㈠　削除する部分

守谷町大字守谷字新町，字二ツ塚，字新町裏の各一部

字上町，字法花坊，字坂町の各一部

ウ　第一種住居地域

(ア)　追加する部分

守谷町大字守谷字新町，字二ツ塚，字新町裏の各一部

字黒内，字土塔前，字法花坊，字坂町の各一部

(イ)　(ア)に係る規制の内容

建ぺい率６０％以下，容積率２００％以下

(ウ)　削除する部分

守谷町大字守谷字上裏，字新町裏，字土塔の各一部

字土塔前，字新町の各一部

エ　準住居地域

(ア)　追加する部分

守谷町大字守谷字黒内，字上裏，字土塔の各一部

字土塔前の一部

(イ)　(ア)に係る規制の内容

建ぺい率６０％以下，容積率２００％以下

(ウ)　削除する部分

守谷町大字守谷字土塔前，字上裏の各一部

オ　近隣商業地域

(ア)　追加する部分

守谷町大字守谷字新町，字上町，字新町裏の各一部

(イ)　(ア)に係る規制の内容

建ぺい率８０％以下，容積率３００％以下

(ウ)　削除する部分

守谷町大字守谷字新町裏の一部

(エ)　規制の内容を変更する部分

守谷町大字守谷字新町，字上町，字新町裏の各一部

カ　商業地域

(ア)　追加する部分

守谷町大字守谷字土塔，字新町裏，字二ツ塚の各一部

(イ)　(ア)に係る規制の内容

建ぺい率８０％以下，容積率５００％以下

(ウ)　追加する部分

守谷町大字守谷字上裏，字土塔，字土塔前の各一部

字新町裏の一部

(エ)　(ウ)に係る規制の内容

建ぺい率８０％以下，容積率４００％以下

３　縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

茨城県告示第１２２２号

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２１条第２項において準用する同法第１８条第１項の規定により，水戸・勝田都市計画風致地区を変更したので，同法第２１条第２項の規定において準用する同法第２０条第１項の規定により告示し，同条第２項の規定により，当該都市計画の図書を次の場所において公衆の縦覧に供する。

平成１１年１１月２２日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　都市計画の種類

風致地区　津田市毛風致地区

市毛堀口武田風致地区

勝倉金上三反田風致地区

２　都市計画を変更する土地の区域

⑴　ひたちなか市

ア　追加する土地の区域

津田市毛風致地区

ひたちなか市大字津田　字黒袴，字若宮，字若宮下，字上馬場，字下馬場，字塙及び字川戸の各一部

大字市毛　字上坪の一部

市毛堀口武田風致地区

ひたちなか市大字市毛　字下坪の一部

大字堀口　字金砂下，字塙坪，字表坪及び字下谷津の各一部

大字武田　字西塙，字塙，字宮前及び字喜多橋の各一部

勝倉金上三反田風致地区

ひたちなか市大字勝倉　字地蔵根，字地蔵根下，字若宮，字若宮下，字大房地，字吹上及び字吹上下の各一部

大字金上　字塙，字外城，字田中串，字向山及び字トンプの各一部

大字三反田　字八幡，字走り下り，字塙及び字金上谷津の各一部

３　縦覧場所

茨城県土木都市局都市計画課

茨城県告示第１２２３号

都市再開発法（昭和４４年法律第３８号）第７条の９第１項の規定により，市街地再開発事業の施行を次のとおり認可した。

平成１１年１１月２２日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　第一種市街地再開発事業の名称

赤塚駅北口東地区第一種市街地再開発事業

２　事務所の所在地

水戸市赤塚１丁目３７３番地の４

３　事業施行期間

施行認可の告示の日から平成１５年３月まで

４　施行地区

水戸市赤塚１丁目の一部

５　施行認可の年月日

平成１１年１１月１２日

６　施行者の住所・氏名

水戸市赤塚１丁目３７３番地の４

株式会社　赤塚企画

代表取締役　小口　　正

７　事業年度

毎年４月１日から翌年３月３１日まで。ただし，平成１１年度は施行認可の告示の日から平成１２年３月３１日まで

８　公告の方法

施行者事務所及び水戸市役所に掲示して行う。

９　権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限

平成１１年１２月２１日

茨城県告示第１２２４号

久慈郡里美村大字大中１６５３番地に事務所を置く里美村土地改良区から，次のとおり役員が就退任した旨，土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第１８条第１６項の規定に基づき届出があったので，同法第１８条第１７項の規定により公告する。

平成１１年１１月２２日

茨城県常陸太田土地改良事務所長　雨　沢　　誠

１　退任

住　所	職　名	氏　名
久慈郡里美村大字徳田６１６番地の１	理　事	飯　田　利　夫
久慈郡里美村大字徳田３７７番地	理　事	大　森　茂　光
久慈郡里美村大字小妻５７９番地	理　事	高　倉　正　男
久慈郡里美村大字小妻１６３６番地	理　事	豊　田　　明
久慈郡里美村大字小妻１１４６番地	理　事	浅　野　初　太　郎
久慈郡里美村大字小中１２１番地	理　事	井　坂　勝　男
久慈郡里美村大字小中１３７４番地	理　事	大　金　三　郎
久慈郡里美村大字小中９４５番地	理　事	大　金　順　一
久慈郡里美村大字大中１４８７番地の４	理　事	高　星　勝　見
久慈郡里美村大字大中１７８１番地	理　事	石　川　隆　司
久慈郡里美村大字大中２６３，２６７番地	理　事	佐　藤　　昇
久慈郡里美村大字大中１２７８番地の２	理　事	高　星　廣　喜
久慈郡水府村大字上高倉２２９２番地	理　事	井　上　清　一

久慈郡里美村大字折橋７８７番地	理事	井上光郎
久慈郡里美村大字折橋４２２番地	理事	佐川正中
久慈郡里美村大字折橋１１７０番地	理事	佐川光明
久慈郡里美村大字小菅１０９４番地の３	理事	藤田昇
久慈郡里美村大字小菅５５４番地	理事	星野靖
久慈郡里美村大字折橋１２１１番地	理事	佐川治平
久慈郡里美村大字折橋８８２番地	理事	吉沢信次
久慈郡里美村大字大中１５２５番地の２	理事	荒蒔孝三
久慈郡里美村大字小中１８７番地	理事	井坂紀一
久慈郡里美村大字小中１４１５番地	監事	佐川孝文
久慈郡里美村大字徳田３６８番地	監事	酒井昭
久慈郡里美村大字折橋４５６，４５７番地	監事	佐川和義

２　就任

住所	職名	氏名
久慈郡里美村大字徳田６１６番地の１	理事	飯田利夫
久慈郡里美村大字徳田３７７番地	理事	大森茂光
久慈郡里美村大字小妻５７９番地	理事	高倉正男
久慈郡里美村大字小妻１６３６番地	理事	豊田明
久慈郡里美村大字小妻１１４６番地	理事	浅野初太郎
久慈郡里美村大字小中１２１番地	理事	井坂勝男
久慈郡里美村大字小中１３１０番地	理事	佐藤芳弘
久慈郡里美村大字小中９４５番地	理事	大金順一
久慈郡里美村大字大中１４８７番地の４	理事	高星勝見
久慈郡里美村大字大中１７８１番地	理事	石川隆司
久慈郡里美村大字大中２６３，２６７番地	理事	佐藤昇
久慈郡里美村大字大中１２７８番地の２	理事	高星廣喜
久慈郡水府村大字上高倉２２９２番地	理事	井上清一
久慈郡里美村大字折橋７８７番地	理事	井上光郎
久慈郡里美村大字折橋４２２番地	理事	佐川正中
久慈郡里美村大字折橋１１７０番地	理事	佐川光明
久慈郡里美村大字小菅１０９４番地の３	理事	藤田昇

久慈郡里美村大字小菅５００番地	理　事	井　坂　忠　雄
久慈郡里美村大字折橋１２１１番地	理　事	佐　川　治　平
久慈郡里美村大字小菅２２９番地	理　事	佐　川　弘　一　郎
久慈郡里美村大字大中１５２５番地の２	理　事	荒　蒔　孝　三
久慈郡里美村大字小中１８７番地	理　事	井　坂　紀　一
久慈郡里美村大字小中１４１５番地	監　事	佐　川　孝　文
久慈郡里美村大字徳田３６８番地	監　事	酒　井　昭
久慈郡里美村大字折橋４５６，４５７番地	監　事	佐　川　和　義

茨城県告示第１２２５号

多賀郡十王町大字伊師１４５１番地　滝　正宏外２７名から平成１１年１０月４日付けで認可申請のあった中丸地区土地改良事業については，土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第９５条第３項において準用する同法第８条第１項の規定により平成１１年１０月２７日適当と決定した。

なお，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成１１年１１月２２日

茨城県高萩土地改良事務所長　浦　井　行　雄

１　縦覧に供する書類

中丸地区土地改良事業共同施行規約の写し

中丸地区土地改良事業計画書の写し

２　縦覧の期間

平成１１年１１月２４日から平成１１年１２月２１日まで

３　縦覧の場所

十王町役場

(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会告示第４８号

道路交通法施行令（昭和３５年政令第２７０号）第１３条第１項の規定による緊急自動車の指定を次のとおり行ったので，茨城県道路交通法施行細則（昭和５３年公安委員会規則第１１号）第５条第２項の規定に基づき，告示する。

平成１１年１１月２２日

茨城県公安委員会委員長　根　本　正　一

指定番号	自動車登録番号	車名・年式	用　途	所有者・使用者氏名
３７０９	水 戸 800 さ 1483	スバル　11年式	公共応急作業用	東部液化石油（株）水戸支店

(選挙管理委員会)

茨城県選挙管理委員会告示第９４号

公職選挙法施行令（昭和２５年政令第８９号）第５５条第２項及び同条第３項第２号の規定による施設の長が不在者投票管理者となることができる施設を次のとおり指定した。

平成１１年１１月２２日

茨城県選挙管理委員会委員長　二井矢　敏　朗

１　施設の名称等

区分	名称	所在地
特別養護老人ホーム	社会福祉法人　聖桜会 特別養護老人ホーム すずらんの里	西茨城郡岩間町土師 字向原１２８３－５
軽費老人ホーム	社会福祉法人　聖桜会 ケアハウス すずらんの里	西茨城郡岩間町土師 字向原１２８３－５

２　指定年月日

平成１１年１１月１５日

公　告

◉争議行為の予告通知の公表

日本赤十字労働組合茨城県本部執行委員長小瀬和男から，平成１１年１１月１０日，労働関係調整法（昭和２１年法律第２５号）第３７条第１項の規定に基づき，次とおり争議行為の予告通知があった。

平成１１年１１月２２日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　事件

年末一時均等に関する要求

２　日時

平成１１年１１月２１日以降本問題が解決するまでの期間

３　場所

日本赤十字労働組合茨城血液センター支部の組合が従事する全職域

４　争議行為の種類

すべての組合又は一部組合員によるストライキ若しくは怠業その他あらゆる形式の争議行為を実施する。

◉都市計画の図書の縦覧

下妻都市計画地区計画の決定に伴い，下妻市から都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２０条第１項の規定による当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので，同条第２項の規定により，当該図書を次の場所において公衆の縦覧に供する。

平成１１年１１月２２日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　都市計画の種類

地区計画

２　縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

◉都市計画の図書の縦覧

下妻都市計画用途地域の変更に伴い，下妻市から都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２１条第２項の規定において準用する同法第２０条第１項の規定による当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので，同法第２１条第２項の規定において準用する同法第２０条第２項の規定により，当該図書を次の場所において公衆の縦覧に供する。

平成１１年１１月２２日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　都市計画の種類

用途地域

２　縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

◉都市計画の図書の縦覧

下妻都市計画公園の変更に伴い，下妻市から都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２１条第２項の規定において準用する同法第２０条第１項の規定による当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので，同法第２１条第２項の規定において準用する同法第２０条第２項の規定により，当該図書を次の場所において公衆の縦覧に供する。

平成１１年１１月２２日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　都市計画の種類

公園（２・２・００５号　東部中央公園）

２　縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

◉都市計画の図書の縦覧

研究学園都市計画地区計画の決定に伴い，つくば市から当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので，都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２０条第２項の規定に基づき当該図書を次の場所において公衆の縦覧に供する。

平成１１年１１月２２日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　都市計画の種類

地区計画の決定（つくば豊里の杜地区）

２　縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

◉開発行為の工事完了

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２９条の許可に係る開発行為について，次の区域の工事が完了したので，同法第３６条第３項の規定により公告する。

平成１１年１１月２２日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

古河市大字坂間字四ツ塚２０６番３の一部

２　事業主の住所及び氏名

古河市大字坂間２０８番地２

内田　薫

１　工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

行方郡麻生町大字麻生字一丁窪３２８９番７，３２８９番４６，３２９０番１１，３２９１番５

２　事業主の住所及び氏名

つくば市天久保２丁目１７番地の５

寺島薬品株式会社

代表取締役社長　寺島　孝雄

１　工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

稲敷郡阿見町小池字新田８７０番１，同番４，同番７

２　事業主の住所及び氏名

東京都品川区東大井３丁目１７番４号

プリマハム株式会社

代表取締役　坂井　光男

正　　誤

平成１１年１１月４日付け茨城県報第１１０７号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	行	誤	正
9	２４	仲居	中居
9	２５	鴻巣	鴻ノ巣
9	２６	遠峰　俊一	遠峰　俊行

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行 休日の場合は繰下発行）（定価送料とも１月 金　３，０６０円）

発　行　茨　城　県

購読申込先　〒310－8555　茨城県水戸市笠原町978番６

茨 城 県 総 務 部 総 務 課

電話番号　029（301）１１１１（代）